NO.５５５社会福祉法人あおぞらこども福祉会
幼保連携型認定こども園

# みかど保育園

## 【重要事項説明書】

〒９３９－２７０６
富山県富山市婦中町速星１０３２－１
ＴＥＬ（０７６）４６６－２２５８
ＦＡＸ（０７６）４６６－２３３２

# 施　設
# 見取図

**施設規模**

敷地面積　4,695.19 ㎡

建物面積　989.09 ㎡

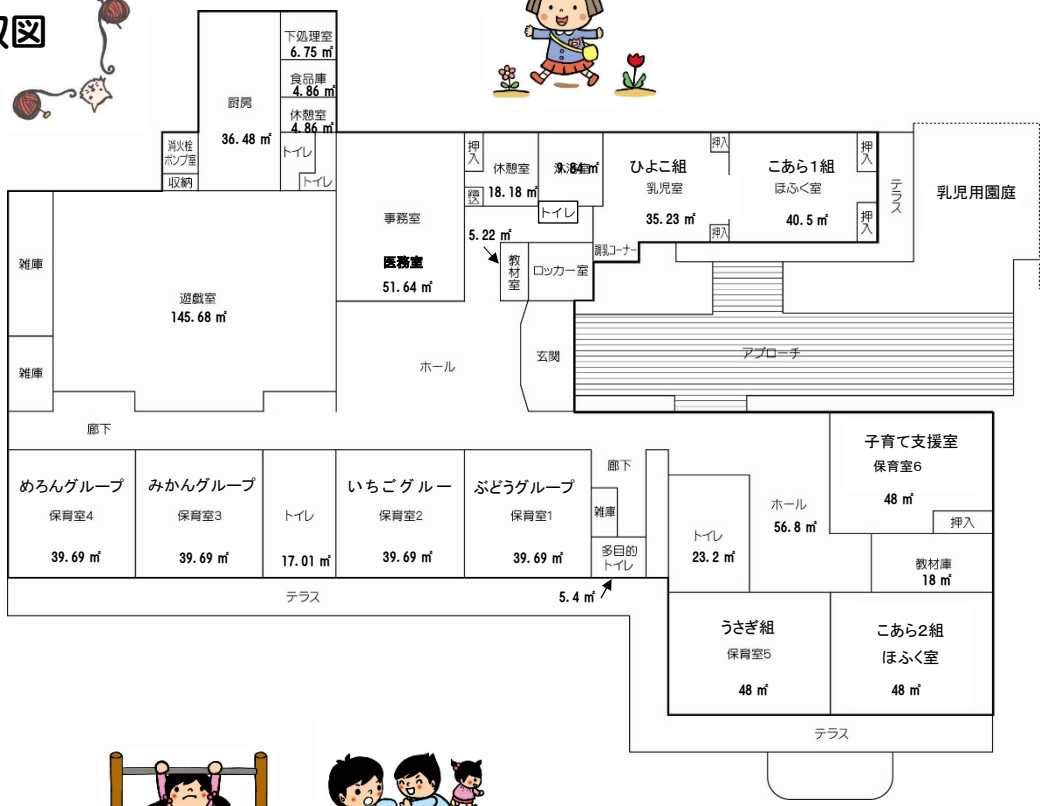

# 周辺地図

住所：富山市婦中町速星 1032-1

TEL：076-466-2258

FAX：076-466-2332

Web：www.aozorakodomo.com

# 令和６年度 幼保連携型認定こども園みかど保育園重要事項説明書

## １　事業の目的

幼保連携型認定こども園みかど保育園は（以下「当園」という。）は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう良好な環境のもと、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

## ２　運営の方針

・環境を通して教育と保育を一体的に行う保育の実践に努めます。
・一人一人の子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちが安心かつ安全で楽しく生活できるよう努めます。
・様々な体験や人との関わりを通して、思いやりや優しさが育まれるよう努めます。
・自ら「遊び」「考え」「行動」し、意欲的に活動する子どもを目指します。
・家庭との信頼関係を深めながら、共育てを目指します。また、地域の子育て家庭に対する支援を行います。

## ３　当保育園の概要（R6.4.1）

| | |
|---|---|
| 名称 | 社会福祉法人あおぞらこども福祉会<br>幼保連携型認定こども園　みかど保育園 |
| 児童福祉施設認可年月日 | 昭和２７年８月１日 |
| 開所年月日 | 平成２２年４月１日　民営化 |
| 経営主体 | 社会福祉法人あおぞらこども福祉会 |
| 園長氏名 | 古本　祐子 |
| 認可定員 | １９２人 |
| 利用定員(年齢別) | １号認定　１２人　　２号認定　１０７人<br>３号認定　７３人<br>合計　１９２人（R4.4.1～適用）<br>※定員数は今後、変更することがあります。 |
| 職員数 | ５０名 |
| 特別保育の実施状況 | 時間外（延長）保育　休日保育　年末保育　学童保育<br>体調不良児対応型病児保育　親子サークル　マイ保育園 |
| 職員への研修実施状況 | 職種、経験に基づき各自の仕事の資質を高めるために全ての職員に実施（こども支援課主催の研修やキャリアアップの研修等に積極的に参加し保育の質の向上に努めています。） |
| 嘱託医 | 蛍川クリニック　　川﨑　洋子<br>こども矯正歯科・ファボーレ前クリニック　　片岡　源司 |

## ４　保育理念

子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図るために養護と教育を一体とした保育を行うとともに、保護者および地域の子育て家庭に対する支援を行う。

## ５　教育・保育目標

〇一人一人の子どもの可能性を十分に伸ばし、心身ともに健やかで主体的に生活できる子どもを目指します。
・心身ともに健康で元気な子ども
・思いやりのある優しい子ども
・自分で考え意欲的に遊ぶ子ども

## ６　保育方針

・家庭的な雰囲気の中で、心身ともに安心して生活できるようにする。
・乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていく。
・地域の人々や関係機関、保護者とよりよい協力関係を築きながら、家庭と地域の子育て支援を行う。

## ７　教育・保育の内容

・環境を通して教育と保育を一体的に行う保育の実践に努めていきます。保育教諭等は子ども一人一人を尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。
・すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあい、安心して生活できるように、職員の共通理解のもと、心の通い合う思いやりのある保育に努めていきます。
・地域の様々な人や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園をめざし、子育て力の向上に貢献していきます。
・小学校との円滑な接続に配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うために、子どもの発達の連続性を考慮した教育及び保育に努めていきます。

## ８　教育・保育内容の特色

・異年齢児保育と年齢別保育を取り入れながら、子どもたちの自主性を尊重し、遊びや友達関係が豊かになるように、一人一人の発達に合わせた教育・保育をしています。
・様々な体験活動を通して、身近な自然に触れ、好奇心や探究心を高めるようにしています。
・地域の方々との交流を通して、人を思いやる優しい心を育み、社会においてのルールの大切さなどを知らせています。
・剣道教室や体操教室を通して、健康な身体づくりと礼儀作法を身につけ、心身の発達を促しています。

### 園外保育

・季節の変化を感じながらのびのびと遊ぶことによって開放感を味わい、自然に対する興味関心を育み、自然体験活動によって、自主性や仲間との協調性を育んでいます。

＜　春・秋の遠足　＞　・・・自然に親しみ、身体を思い切り動かして遊び、友達との関りや異年齢の交流を深めています。

＜ピースフル公園園外保育＞・・・土手を登り降りしたり農道を歩いたりして、自然を満喫しながら歩きます。広い公園では、のびのびと体を動かして遊ぶことを楽しみます。（4.5 歳児）

＜呉羽青少年自然の家園外保育＞・・・森を探険するなど日常出来ない体験を通して、大自然とたっぷり触れ合い、遊んできます。（５歳児）

＜プラネタリウム観覧＞・・・星の話を聞いたり、見たりして、夏の星座に興味を持ちます。（4.5 歳児）

### 世代間交流・異年齢交流

・地域の人々やお年寄りとの触れ合いや、小中高生との保育体験などを通して、温かい人との関わりを育んでいます。＜自然ふれあい稚アユの放流＞＜ふれあい昼食会＞＜校区文化祭＞＜あつあつ鍋祭り＞などに参加しています。

### 剣道教室

・礼儀作法を身に付け、集中力を養うと共に、心身の発達を促しています。

### 体操教室

・体操を通して、幼児期に必要な基礎体力の向上を図っています。

## ９　職員構成　（R6.4.1 現在の人数）

園長　古本　祐子　　副園長　白樫　由美　　主幹保育教諭　島田　久恵　　谷口　裕子

| 園長 | 園長代理 | 主幹保育教諭 | 指導保育教諭 | 保育教諭 | 栄養士 | 調理員 | 看護師 | 事務員 | 用務員 | 計 | その他（嘱託・臨時等） | | | | 合計 | 嘱託医 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 保育教諭 | 保育士 | 保育補助 | 用務員 | | |
| 1 | 1 | 2 | 2 | 13 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 28 | 16 | 2 | 3 | 1 | 50 | 2 |

※　園業務兼学童保育：保育士　１　　学童保育のみ：パート２

※　派遣保育教諭：３

※　育児休業中：１

## １０　開園日・開園時間及び休園日（令和５年度）

| 開園日 | 開園時間 | | 保育提供時間 | 延長保育時間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月曜日～金曜日 | 7:00～20:00 | １号認定 | ９：００～１５：００ | ７：３０～ ９：００<br>１５：００～２０：００ | 夏休み8/1～8/20<br>冬休み 12/25～1/7<br>春休み 3/25～4/4 |
| | | ２・３号認定 | 保育標準時間<br>７：００～１８：００ | １８：００～２０：００ | |
| | | ２・３号認定 | 保育短時間<br>８：３０～１６：３０ | ７：００～ ８：３０<br>１６：３０～２０：００ | |
| 土曜日 | 7:00～20:00 | １号認定 | 休園日 | | |
| | | ２・３号認定 | 保育標準時間<br>７：００～１８：００ | １８：００～２０：００ | 保護者の方が、お仕事の場合に限ります |
| | | ２・３号認定 | 保育短時間<br>８：３０～１６：３０ | ７：００～ ８：３０<br>１６：３０～２０：００ | |
| 休日保育（日・祝日）及び年末保育 | 8:30～17:30 | １号認定 | 休園日 | | |
| | | ２・３号認定 | 保育標準時間<br>８：３０～１７：３０ | | 保護者の方が、お仕事の場合に限ります |
| | | ２・３号認定 | 保育短時間<br>８：３０～１６：３０ | | |

※１/１～１/３は、１号認定・２号認定・３号認定のすべてのお子さんが、休園日となります。

※日・祝日にご両親ほか身内の方もお仕事で、お子さんを保育できない場合にのみお預かりします。（休日保育）

※１２/２９～１２/３１の年末にご両親ほか身内の方もお仕事で、お子さんを保育できない場合にのみお預かりします。（年末保育）

※延長保育、休日保育、年末保育の利用に当たっては、別途、保育料が必要となります。（休日保育に限り振替可）（項目１２の「料金表について」を参照）

## １１　給食等について

保育園の食事は、富山市こども保育課の管理栄養士が献立を作成しており、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせて提供しています。また、衛生管理や食事環境にも十分留意しています。

## ≪食事内容≫

**０歳児**

お子さん一人一人の発育にあわせてミルクや離乳食を提供します。

**１～２歳児**

主食・副食・おやつ（午前・午後）を提供します。

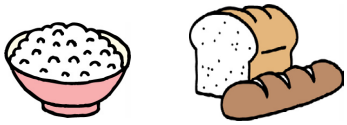

**３～５歳児**

副食・おやつ（午後）を提供します。

※主食は家庭から持ってきてください。ご飯の目安は１１０g 程度です。

### おやつの役割

乳幼児の胃はまだ小さく、一度に多くの量を食べる事ができないので、おやつは、一日３回の食事と同様にエネルギーや栄養素、水分を補給するためにとても大切です。

内容や量（一日１５０～２００kcal 程度）、時間を配慮して、楽しく食べられるようにしています。

### １日の栄養摂取の割合

※　栄養摂取の割合は目安です。

０～２歳児

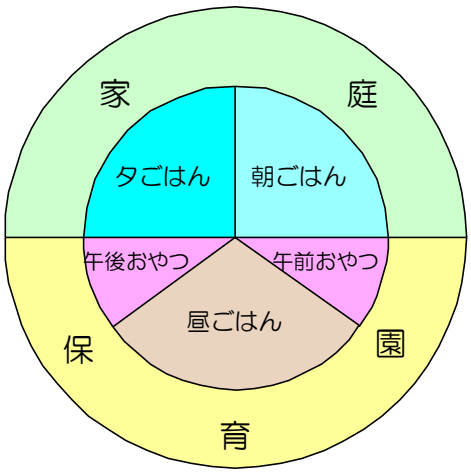


３～５歳児

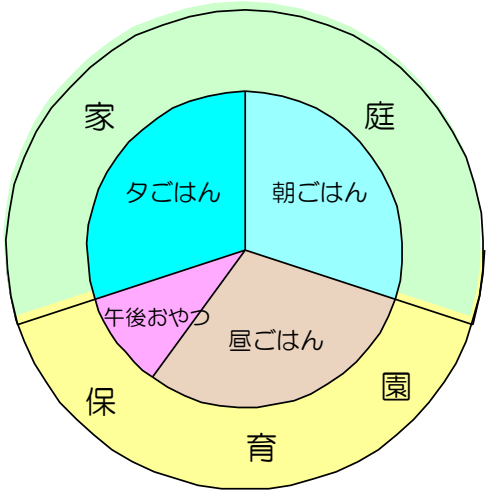


保育園では、０～２歳児は一日の約１/２、３～５歳児は一日の約１/３のエネルギーや栄養素の量の食事やおやつを提供しています。

## ≪食事の推進≫

保育園では、食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。

**食と健康**

健康な心と体を育て、自らが健康で安全な生活をつくり出す力を養います。

**食と人間関係**

食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養います。

**食と文化**

食を通じて、人々が築き、継承してきた様々な文化を理解し、つくり出す力を養います。

**いのちの育ちと食**

食を通じて、自らも含めたすべてのいのちを大切にする力を養います。

**料理と食**

食を通じて、素材に目を向け、素材にかかわり、素材を調理することに関心を持つ力を養います。

◎　ご家庭へは、毎月給食だより・食育通信を発行して、献立や食事に関する情報をお届けします。

◎　毎月１９日は食育の日とし、テーマに添った献立を実施します。
（令和５年度のテーマ「日本の味めぐり」です）

◎　一日元気に過ごすために、朝食（授乳も同様）を摂ってきましょう。

◎　手洗い、食前・食後の挨拶、食事の準備や後片付けなどをご家族で一緒にし、食に関する会話を増やすことでお子さんの様々な力を引き出し、食べることが好きなお子さんに育てましょう。

### ★離乳食について

お子さんが家庭で食べた経験があり、アレルギーなどの症状が認められなかった食材から提供します。保護者の方と連携しながら、お子さんに合わせた内容（食品の種類や形態）や量で、無理なく進めていきます。

### ★食物アレルギーについて

アレルギーの方は、医師に、「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を書いてもらい園の方に提出して下さい。それにもとづき、お子さんが安全に保育園生活を送れるように、保護者の方と連携しながら、完全除去の食事（代替食・除去食）を提供します。

除去していた食物の解除は、医師の診断のもと、原因食物を家庭において複数回、保育園での最大摂取量を食べても、症状が認められないことを確認してから提供します。

尚、『保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表』は、医師の判断を受け、毎年、新たに提出して下さい。解除された食物については、担任の方に申し出て下さい。解除届をお渡ししますので、提出して下さい。

## １２　利用料金について

（１）保　育　料　（口座振替）

０・１・２歳児（特定教育・保育に係る利用者負担）

※当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

３・４・５歳児

※令和元年１０月より教育保育料が無償化になりました。

※令和６年４月より、保護者負担の副食費に、富山市から一部補助が出ます。

１号認定児童：１ヶ月５００円　　２号認定児童：１ヶ月 700 円

| 区　　分 | 副　食　費（保護者負担金） | |
|---|---|---|
| ３～５歳児　　１号認定 | １ヶ月 | ４，０００円（おやつ無し）<br>（おやつを食べられた場合は１回５０円） |
| ３～５歳児　　２号認定 | １ヶ月 | ４，８００円（おやつ込み） |
| ０～２歳児（4月1日現在）３号認定 | １ヶ月 | 従来通り（保育料の中に含む） |

（２）給　食　費（副食費）（口座振替）

（３）用　品　代・・・年度初めに、年齢ごとに必要な用品を購入していただきます。

（４）月刊絵本代・・・２歳以上児に購入していただきます。（毎月集金）

（５）体操教室代・・・３歳以上児が体育指導を受けています（毎月集金）

※上記の他、遠足などの行事に必要な経費等があります。

（６）延長保育料　(令和６年度)

| | 時　　間 | 料　金(円) | |
|---|---|---|---|
| | | 日額 | 月額 |
| １号認定 | ７：３０～　９：００ | 300円 | 月額はありません |
| | ８：００～　９：００ | 200円 | |
| | １５：００～１６：００ | 200円 | |
| | １５：００～１７：００ | 400円 | |
| | １５：００～１８：００ | 600円 | |
| | １８：００～ | 保育標準時間と<br>同じ扱いになります。 | |
| ２・3号認定保育標準時間<br>(7:00～18:00) | １８：００～１９：００ | 300円 | 5,000円 |
| | １８：００～２０：００ | 600円 | 8,000円 |
| ２・3号認定保育短時間<br>(8:30～16:30) | ７：００～　８：３０ | 300円 | 5,000円 |
| | ７：３０～　８：３０ | 200円 | 3,500円 |
| | １６：３０～１７：３０ | 200円 | 3,500円 |
| | １６：３０～１８：００ | 300円 | 5,000円 |
| | １８：００～ | 保育標準時間と同じ扱いになります | |

〇延長保育を利用される方は、申請書を提出して下さい。

〇日額から月額、または月額から日額に変更される場合は、「延長保育利用停止・変更届」を変更される月の前月 15 日までに提出し、変更されることをお知らせください。

〇延長保育料の集金について

月末締めで次月１０日（休みの場合は次日）に請求金額明細をお渡ししますので、集金袋に代金を入れてお便りばさみに挟み担任にお渡しください。

（７）その他

〇１号認定の方が、夏季・冬季・春季の休みに、登園された場合、１日 1,000 円（内給食費２２５円）の別途料金がかかります。

〇休日保育・年末保育は１日４０００円の保育料がかかります。（休日保育のみ振替可）

## １３　当園と保護者との連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。
月に１回園だよりを発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせします。
他にクラスだよりや年齢別だよりを発行します。

- 園だより…毎月発行（前月末に配信）
- クラスだより…年５回
- 給食だより…毎月発行（前月末に配信）
- 食育通信…毎月発行（前月末に配信）
- 保健だより…毎月発行（前月末に配信）
- 保健通信…随時配信　　など

## １４　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合は教育・保育の提供を終了いたします。

（１）児童が小学校に就学したとき

（２）児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（２・３号）

（３）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## １５　緊急時における対応方法

（１）　アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて保育園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。
又、不審者侵入時に対応するマニュアルを作成し避難方法などの対策を講じています。

（２）　緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

## １６　非常災害対策

火災・地震・台風・水害・土砂災害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。

年間計画に基づき月１回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

※コドモンにて一斉メール配信や、安否確認を行う場合もあります。

※毎年４月に災害時における緊急避難場所を表記したものを書面にて配布しています。（下記参照）

| 避難場所 | 災害の種類 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 火災 | 地震 | 洪水 | 津波 | 土砂災害 | 竜巻等突風 |
| 第一避難場所 | 保育園園庭または園駐車場 | 保育園園庭または園駐車場 | 速星公民館 | 速星公民館 | 速星公民館 | 速星公民館 |
| 第二避難場所 | 速星公民館 | 速星公民館 | 速星中学校 | 速星中学校 | 速星中学校 | 速星中学校 |
| 第三避難場所 | 速星中学校 | 速星中学校 | 速星中学校 | 速星中学校 | 速星中学校 | 速星中学校 |

## AED/防犯カメラについて

緊急事態に対応できるよう AED（自動体外式除細動器）を玄関ホールに設置してあります。また、敷地内に 6 箇所防犯カメラを設置してあります。緊急の場合は、セコム（警備保障）がすぐに駆け付けるようになっています。

## １７　クラス編成（R6.4.1 現在の人数）

当園は、異年齢児保育を実施しています。

園長　古本　祐子　　副園長　白樫　由美　　主幹教諭　２名

| | ０歳 | １歳 | ２歳 | 3歳 | | ４歳 | | ５歳 | | 合計 | 組担任 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3号認定 | | | 2号 | 1号 | 2号 | 1号 | 2号 | 1号 | | |
| ぶどうグループ | | | | 8 | 1 | 7 | 1 | 8 | 0 | 25 | 保育教諭３名 |
| いちごグループ | | | | 7 | 2 | 8 | 0 | 9 | 0 | 26 | 保育教諭３名 |
| みかんグループ | | | | 9 | 1 | 7 | 1 | 7 | 1 | 26 | 保育教諭３名 |
| めろんグループ | | | | 8 | 1 | 7 | 1 | 8 | 1 | 26 | 保育教諭３名 |
| うさぎ組 | | | 28 | | | | | | | 28 | 保育教諭８名 |
| こあら組 | | 20 | | | | | | | | 20 | 保育教諭７名　保育補助１名 |
| ひよこ組 | 4 | | | | | | | | | 4 | 保育教諭６名 |
| 合　計 | 4 | 20 | 28 | 37 | | 32 | | 34 | | 155 | |
| 年齢別担任 | ７名 | ８名 | ８名 | ４名 | | ４名 | | ４名 | | | 備考<br>１名（育児休業中） |
| 看護師 | １名 | | | | | | | | | | |
| 用務員 | ２名 | | | | | | | | | | |
| 事　務 | 事務長１名　事務員２名 | | | | | | | | | | |
| | （延長対応保育教諭）２名　（配置基準保育教諭）１名<br>（途中入園対応保育教諭）２名　（臨時時短保育教諭）１名 | | | | | | | | | | |
| | （学童保育）常勤１名　非常勤２名 | | | | | | | | | | |

## １８　年間主要行事予定（令和６年度）

| 月 | 行　事　内　容 |
|---|---|
| ４月 | ★入園式　　入園おめでとう会　　★保護者会総会・防犯教室・保育参観 |
| ５月 | 子どもの日の集い　●野菜苗植え(長寿会)　個別懇談会　運動能力測定（３ 歳以上児）<br>●自然ふれあい体験稚アユ放流　　春季遠足（３歳以上児）　★保育参観(０歳児)<br>交通安全教室（３歳以上児） |
| ６月 | 虫歯予防の集い　　★保育参加（３歳以上児）　★保育参観（1.2 歳児）<br>プラネタリウム観覧（５歳児） |
| ７月 | ●ふれあい運動会（長寿会）　七夕の集い　　プール開き<br>●園外保育(呉羽青少年自然の家)（５歳児）　＊夏祭り（３歳以上児）<br>夏祭りごっこ（３歳未満児） |
| ８月 | プール遊び　　交通安全教室　防火教室 |
| ９月 | ★給食参観(３歳以上児) |
| 10 月 | 運動会（３歳以上児）　●芋掘り（長寿会）　遠足（３歳以上児）<br>運動能力測定（３歳以上児）　★親子ふれあい遊び（２歳児）<br>園外保育（羽根ピースフル公園）（4.5 歳児） |
| １１月 | ●校下文化祭作品出展（５歳児）　　★保育参加・給食参観（３歳未満児）<br>球根植え（４歳児） |
| １２月 | ＊生活発表会（３歳以上児）　　クリスマス会 |
| １月 | お正月遊び(長寿会)　●剣道初稽古　　お店屋さんごっこ　　★保育参加（３歳以上児） |
| ２月 | あつあつ鍋まつり（５歳児）　節分の日の集い　　★●個別懇談会<br>★ミニコンサート・保護者会総会　　★２歳児表現遊び |
| ３月 | ひなまつり会　　★●剣道修了式・お楽しみ会<br>お別れ散歩（３歳以上児）　　お別れ会　　▲感謝の集い　　★卒園式 |
| （月例行事）誕生会　身体計測　交通安全指導　災害避難訓練　剣道教室　体操教室<br>（保健行事）内科健診　歯科検診　尿検査　　視力測定（満３歳以上児）<br>聴力検査（４・５歳児）　頭髪検査<br>★は保護者参加　　＊は家族参加　　▲は祖父母参加　　●は５歳児のみ参加 | |

※予定が変更になる場合があります。

# １９　ディリープログラム

| | ０・１歳児（３号認定） | | ２歳児（３号認定） |
|---|---|---|---|
| ７：００ | 早朝保育 | ７：００ | 早朝保育 |
| ８：３０ | 登園・挨拶・健康観察 | ８：３０ | 登園・挨拶・持ち物整理・健康観察 |
| | オムツ交換・手洗い | ９：１５ | 排泄・手洗い |
| ９：３０ | おやつ | ９：３０ | おやつ |
| １０：００ | 保育士と一緒に好きな遊びをする | １０：１５ | 歌や手遊びをする |
| １１：２０ | 食事の準備・食事 | | 保育士と一緒に好きな遊びをする |
| １２：３０ | 午睡（一人一人のリズムに合わせて） | １１：３０ | 食事の準備・食事・歯磨き |
| １４：３０ | 目覚め・オムツ交換・着替え・手洗い | １２：４５ | 午睡（一人一人のリズムに合わせて） |
| １５：００ | おやつ | １４：３０ | 目覚め・排泄・着替え・手洗い |
| | 好きな遊びをする | １５：００ | おやつ |
| １６：００ | 健康観察・降園準備 | １６：００ | 好きな遊びをする |
| | | | 健康観察・降園準備 |
| １６：３０ | 随時降園 | １６：３０ | 随時降園 |
| １７：００ | 長時間保育 | １７：００ | 長時間保育 |
| １８：００ | 延長保育（おやつ込み・有料） | １８：００ | 延長保育（おやつ込み・有料） |
| ２０：００ | ↓ | ２０：００ | ↓ |

| | ３歳以上児（２号認定） | ３歳以上児（１号認定） |
|---|---|---|
| ７：００ | 早朝保育 | 早朝保育（有料） |
| ８：００ | 登園・挨拶・手洗い | ↓ |
| ８：３０ | 持ち物整理・健康観察 | |
| ９：００ | 登園・挨拶・手洗い・持ち物整理・健康観察 １号認定 | |
| | 自分で選んだ遊びや活動をする | |
| １０：００ | 片付け・朝の集い（歌、手遊びをする　出席調べ） | |
| | 戸外遊び・室内遊び・製作活動等 | |
| １１：３０ | 食事準備・食事・歯磨き | |
| １３：１５ | カリキュラムに基づいて活動する（年齢別） | |
| | （３歳児は４月～１０月まで午睡　４・５歳児は７月、８月のみ午睡） | |
| | 自分で選んだ遊びや活動をする | |
| １４：００ | 片付け・排泄 | |
| １４：４５ | | |
| １５：００ | １号認定降園 | |
| | おやつの準備・おやつ | 延長保育（おやつ込み・有料） |
| | 自分で選んだ遊びや活動をする | |
| | 帰りの集い | |
| | 一日の話し合いや明日の活動を話し合う | |
| | 健康観察・降園準備 | |
| １６：３０ | 随時降園 | |
| １７：００ | 長時間保育 | |
| １８：００ | 延長保育（有料）（捕食をとる） | |
| ２０：００ | ↓ | ↓ |

## ２０　人権について

・子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行います。
・人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指して保育を行います。
・すべての子どもに必要な援助をしながら、幅広い経験ができるようにします。

## ２１　虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、富山市児童虐待防止マニュアルを活用し、児童虐待等の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

## ２２　要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

苦情受付担当者　　副園長　白樫　由美
第三者委員　　２名

## ２３　個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについては、富山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び富山市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。

児童並びに保護者の個人情報について、下記の目的のために使用させていただきます。

・小学校への円滑な移行が図れるよう、児童の育ちを支えるための資料として、園児指導要録を小学校に送付します。
・緊急時において病院その他関係機関に対し必要な情報を提供します。
・富山市内の保育施設等に転園する場合、転園先に対し、必要な連絡を行います。

その他、地域のお祭り・新聞・TV 取材などで、お子さんの写真や名前が外部に出ることがあります。ご都合が悪い場合は、申し出てください。ご意向確認のため、年度初めに承諾書を提出していただきます。

行事などで撮影した写真や動画を SNS などへ投稿する際は、他の児童やご家族、職員が映っている映像の使用はご遠慮ください。また、防犯上の観点からも十分にご配慮ください。

## ２４　保健衛生について

★日々の保育園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化の気付きから、病気や怪我などの早期発見に努めています。
★手洗い・うがい・歯みがきなどの衛生習慣が身につくようにしています。
★健康な生活を送れるように、内科健診・歯科健診・視力測定・尿検査・聴力検査・身体計測などの健康診断を嘱託医や専門機関と連携しながら行っています。
★安全で衛生的な環境を保つために、保育室や玩具、砂場など生活環境の清掃や消毒を実施しています。
★毎月『ほけんだより』を発行し、身につけて欲しい生活習慣や病気・感染症などの情報を届けます。
★学校環境衛生基準に基づき、給食定期衛生検査、水質検査、彩光検査を行っています。
★学校等欠席者・感染症情報収集システム（保育園サーベランス）を活用し、地域の感染症状況を把握し、保護者の方にお知らせすることで、感染症への早期対応をすすめ、感染拡大防止に努めています。

### ≪健康で楽しい保育園生活を送るために≫

★登園前にお子さんの健康状態（体温・機嫌・顔色・食欲など）をチェックしましょう。
★予防接種について

・感染症の予防に効果的な方法です。
・入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けておきましょう。
・かかりつけ医師と相談しながら計画的に受けましょう。
・定期予防接種だけでなく、任意予防接種もかかりつけ医と相談しながら受けるようにしましょう。

★薬の取り扱いについて

保育園は健康なお子さんをお預かりすることが前提であり、医師からお子さんに投薬された薬は、本来は保護者の方に与えていただくものです。そのため、当園では原則として薬のお預かりは行っておりません。ただし、医師の指示により、お子さんが回復期であっても、保育園にいる間に薬を飲まないと、再び症状が悪化するおそれがある場合に限り、保護者の方に代わって与薬を代行します。受診の際は、以下のことを医師にご相談ください。

- 保育園では原則薬のお預かりはしていないこと、お子さんが〇時から〇時まで保育園に通園していることを伝える。
- 保育時間中に薬を服用しなくても済む薬の処方を相談する。

【１日２回（朝・夕）の投薬、１日３回（朝・帰宅時・就寝前）の服用が可能かなど】

※なお、薬をお預かりする際は、万全を期するため、毎回「くすり連絡票」に必要事項を記載していただき、「薬剤情報提供書」を必ず添付し、薬（1 回分のみ）は、直接職員に手渡してください。
水薬も小さな容器に１回分を移し、薬の容器にはお子さんの名前を記入してご持参ください。

★独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

保育園の管理下において、災害（負傷・疾病・障害等）が発生し、医療機関を受診した際（ただし、診療報酬点数が５００点以上の場合）、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子さんが加入の対象となります。災害共済給付における掛金は年間３６５円のうち、市負担１２５円、保護者負担２４０円です。

【子どもの感染症について　～症状にあわせた対応～】

| | 登園を控えるのが望ましい場合 |
|---|---|
| 発熱の時 | ○　24 時間以内に 38℃以上の熱が出る<br>○　24 時間以内に解熱剤を使用している<br>○　朝から 37.5℃を超えた熱とともに、元気がなく機嫌が悪い<br>○　食欲がなく朝食、水分が摂れていない<br>【参考】0～１歳児の乳幼児の発熱に関する特徴については、下記の場合が考えられる。<br>・体温調節機能が未熟なために、外気温、室温、湿度、厚着、水分不足等による影響を受けやすく、体温が簡単に上昇する。<br>・咳や鼻水などの風邪にみられる症状がなければ、水分補給を十分に行ない、涼しい環境に居ることで、熱が下がることがある。<br>・0歳児が、はじめて発熱した場合には、突発性発しんの可能性もある。<br>・0歳児が、はじめて発熱した場合には、熱性けいれんを起こす可能性もある。<br>・発熱がある、機嫌が悪いなどの様子とともに、耳をよく触る姿が見られる時は、中耳炎の可能性もある。 |
| 下痢の時 | ○　24 時間以内に２回以上の水様便がある<br>○　下痢と同時に、いつもより体温が高い<br>○　機嫌が悪く、元気がない<br>○　食事や水分を摂ると、その刺激で下痢をする<br>○　朝、排尿がない<br>○　顔色が悪く、ぐったりしている |
| 嘔吐の時 | ○　24 時間以内に、２回以上の嘔吐がある<br>○　食欲がなく、水分も欲しがらない<br>○　顔色が悪くぐったりしている<br>○　嘔吐と同時に、いつもより体温が高い<br>○　機嫌が悪く、元気がない |
| 咳の時 | ○　夜間しばしば咳のために起きる<br>○　呼吸困難がある<br>○　少し動いただけで咳が出る<br>○　ゼイゼイ音、ヒューヒュー音がある<br>○　呼吸が速い |
| 発しんの時 | ○　発熱とともに発しんがある<br>○　感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された<br>○　口内炎がひどく食事や水分が摂れない<br>○　浸出液が多く他児への感染の恐れがある<br>○　発しんが顔面等にあり、患部を覆えない<br>○　かゆみが強く手で患部を掻いてしまう |

【平成 30 年　厚生労働省　保育所における感染症対策ガイドラインから】

感染症にかかった場合について

① 登園を控えるのが望ましい場合は（前頁表参照）、医療機関を受診し家庭での看護をお願いします。

② 感染症に罹患した子どもが登園する場合は、子どもの症状が回復し、健康（全身）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していることが必要です。

③ 登園の際、医師が記入した**意見書**（※１）が必要です。

＊意見書が必要な感染症（麻しん・風しん・水痘・流行性耳下腺炎・結核・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症）

④インフルエンザは、**インフルエンザ治ゆ報告書**（※１）が必要です。

⑤新型コロナウイルス感染症も、**新型コロナウイルス感染症治ゆ報告書**（※１）が必要です。

・発症日を０日目として、５日間経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで、登園を停止とします。５日目以降も症状が続いている場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して２４時間程度経過するまでは、同様に登園停止とします。

・入園児童の家族が感染した場合、同居の家族（保護者、きょうだい等）が新型コロナウイルス感染症と判明した場合であっても、入園児童に体調不良が認められない場合は、登園していただいて構いません。

◇お子様の体調管理には、変わらずご留意いただくとともに、風邪症状がある場合は、無理をせず、ご家庭で休養を取って下さい。いつもと違った様子が見られる場合は、登園時に職員にお伝えください。
◇ご家庭やお子様に発熱等の症状がある場合は、まずはかかりつけ医等身近な医療機関にご相談下さい。

※１　意見書・インフルエンザ治ゆ報告書・新型コロナウイルス治ゆ報告書は、保育園においてありますが、市のホームページ「育さぽとやま」からもダウンロードすることができます。（例次ページ）

## ２５職員の研修について

保育や子育て支援の質を常に向上させるたに、積極的に研修を受講し、職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めています。園内研修や以下に示すような研修を受講しています。

【研修内容】

〇乳幼児保育　〇障害児保育　〇人権擁護　〇アレルギー対応　〇食育・衛生管理
〇保健衛生　〇危機管理対応　〇施設管理　〇保護者支援・子育て支援
〇マネジメント　など

【主催】

富山市こども保育課・富山県厚生部こども支援課・全国保育士会・富山県保育士会
富山県保育連絡協議会・富山県民間保育連盟・日本保育協会　など

この「みかど保育園重要事項説明書」は卒園されるまで、大事に保管してください。変更事項があった場合はお知らせします。

# 意　見　書　（医師記入）

保 育 施 設 長 様

児 童 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、＿＿月＿＿日から登所（園）可能と判断します。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医 師 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜かかりつけ医のみなさまへ＞

保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について、意見書の記入をお願いします。

＜保護者のみなさまへ＞

下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活が可能な状態と判断され、登所（園）を再開する際には、この「意見書」を保育施設に提出してください。

## ○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登所（園）のめやす |
|---|---|---|
| 麻しん（はしか）※ | 発症１日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過していること |
| 風しん | 発しん出現の７日前から７日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現 1～2 日前から痂疲（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮化(かさぶた化)していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症３日前から耳下腺腫脹後４日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | 明確に提示できない | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱）※ | 発熱、充血等の主な症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を使用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療を終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等） | 明確に提示できない | 医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児は出席停止の必要はなく、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登所（園）可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | 明確に提示できない | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症 | 明確に提示できない | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

**※　必ずしも治癒の確認の必要はありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。**

【保護者記入様式】

# 新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書

保育施設長様

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過していること（無症状の場合は、検体を採取した日から５日を経過していること）を次のとおり報告いたします。

## １　発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」等を記入してください。）

発症日は「発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日」とし、０日目とします。
無症状の場合は、検体を採取した日を発症日とします。

| 発症日からの日　数 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月／日 | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |
| 発熱の有無（いずれかに〇） | 有･無 | 有･無 | 有･無 | 有･無 | 有･無 | 有･無 | 有･無 | 有･無 | 有･無 |
| 無症状 | 発症日 | | | | | | 登所（園）可能 | | |
| 1日目に症状軽快 | | 症状軽快 | | | | | | | |
| 2日目に症状軽快 | | | 症状軽快 | | | | | | |
| 3日目に症状軽快 | | | | 症状軽快 | | | | | |
| 4日目に症状軽快 | | | | | 症状軽快 | | | | |
| 5日目に症状軽快 | | | | | | 症状軽快 | | | |
| 6日目に症状軽快 | | | | | | | 症状軽快 | | |

※ □は出席停止の期間です。登所（園）が可能な日を過ぎても体調がすぐれないときは無理をさせず登所（園）を控えてください。
※最低でも５日間は、出席停止となります。発症５日目以降に症状が軽快した場合は、出席停止期間も延びていきます。

**２　発症日**　令和　　年　　月　　日（　　）

**３　検体採取日**　令和　　年　　月　　日（　　）

**４　受診日・受診先**　令和　　年　　月　　日（　　）医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿
（受診した場合）

**５　欠席した期間**　令和　　年　　月　　日（　　）～ 令和　　年　　月　　日（　　）
（出席停止期間）
※新型コロナウイルス感染症の症状により欠席した期間を記入してください。

**令和　　年　　月　　日**

**保護者氏名（自署）**＿＿＿＿＿＿＿＿

【保護者記入様式】

令和　　年　　月　　日

# インフルエンザ治ゆ報告書

保 育 施 設 長 様

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、インフルエンザ（疑いを含む）を発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過し治ゆしており、他に感染のおそれがないことを報告いたします。

記

１ 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」の欄）を記入してください。

発症日は、「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状がみられた日」とし、０日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登所（園）可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

| 発症日からの日数 | ０日目 | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 | ７日目 | ８日目 | ９日目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月／日 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 発熱の有無（いずれかに○） | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 発熱がなかった場合 | 症状が出た日 | | | | | | 登園可能 | | | |
| 発熱があった場合 | 解熱日 | | | | | | | | | |
| | | 解熱日 | | | | | | | | |
| | | | 解熱日 | | | | | | | |
| | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 | | |
| ※解熱日より、登所（園）が可能になる日が異なる | | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 | |
| | | | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 |
| | | | | | | | 解熱日 | | | |

※ ▭ の部分は、出席停止の期間です。

※ 発症３日目以降に解熱した場合は、解熱日が１日延びるごとに１日ずつ出席停止期間も延びていきます。

２ 診断名　　インフルエンザ （ Ａ型・ Ｂ型 ）

※ 型が分かっている場合は、該当するものに○を付けてください。

３ 発症日　　令和　　年　　月　　日（ ）

４ 受診日・受診先　令和　　年　　月　　日（ ）　医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿

５ 欠席した期間　令和　　年　　月　　日（ ）～ 令和　　年　　月　　日（ ）

※インフルエンザ（疑いを含む）の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する。

保護者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿

記載例

保護者記入様式】

11/21 に発熱し、降所（園）される。翌日 11/22 に受診。
11/22 の午後まで発熱が続いた後、寝る前に解熱した
立山　花さんの場合。

令和　　年　　月　　日

登所（園）する日を記入

# インフルエンザ治ゆ報告書

保 育 施 設 長 様

児童名　立山　花

上記の者は、インフルエンザ（疑いを含む）を発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過し治ゆしており、他に感染のおそれがないことを報告いたします。

記

１ 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」の欄）を記入してください。

発症日は、「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状がみられた日」とし、０日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登所（園）可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

| 発症日からの日数 | ０日目 | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 | ７日目 | ８日目 | ９日目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月／日 | 11/21 | 11/22 | 11/23 | 11/24 | 11/25 | 11/26 | 11/27 | 11/28 | 11/29 | 11/30 |
| 発熱の有無（いずれかに○） | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 発熱がなかった場合 | 症状が出た日 | | | | | | 登園可能 | | | |
| | 解熱日 | | | | | | | | | |
| 発熱があった場合 | | 解熱日 | | | | | | | | |
| | | | 解熱日 | | | | | | | |
| | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 | | |
| ※解熱日より、登所（園）が可能になる日が異なる | | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 | |
| | | | | | | 解熱日 | | | | 登園可能 |
| | | | | | | | 解熱日 | | | |

熱が途中で下がった 11/22 は「解熱日」とする。
この後、発熱のない３日を経過し、かつ発症後５日を経過しなければならない。

※ □ の部分は、出席停止の期間です。

※ 発症３日目以降に解熱した場合は、解熱日が１日延びるごとに１日ずつ出席停止期間も延びていきます。

２ 診断名　　インフルエンザ （ A型 ・ B型 ）

※ 型が分かっている場合は、該当するものに○を付けてください。

３ 発症日　　令和 元年 11月 21日（木）

４ 受診日・受診先　令和 元年 11月 22日（金）　医療機関名　富山こども医院

５ 欠席した期間　令和 元年 11月 22日（金）～ 令和 元年 11月 26日（火）

※インフルエンザ（疑いを含む）の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する。

保護者氏名（自署）　立山　令子

【記載例】

5/10 に発熱して、翌 5/11 に受診。5/12 まで発熱があり
5/13 に、解熱し症状が軽快した場合

# 新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書

保育施設長様

児童名　　**富山　花子**

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過していること（無症状の場合は、検体を採取した日から５日を経過していること）を次のとおり報告いたします。

**１　発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」等を記入してください。）**

発症日は「発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日」とし、０日目とします。
無症状の場合は、検体を採取した日を発症日とします。

| 発症日からの日　数 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 / 日 | 5/10 | 5/11 | 5/12 | 5/13 | 5/14 | 5/15 | 5/16 | / | / |
| 発熱の有無（いずれかに〇） | (有)無 | (有)無 | (有)無 | 有(無) | 有(無) | 有(無) | 有(無) | 有･無 | 有･無 |
| 無症状 | 発症日 | | | | | | | | |
| 1日目に症状軽快 | | 症状軽快 | | | | | | | |
| 2日目に症状軽快 | | | 症状軽快 | | | | | | |
| 3日目に症状軽快 | | | | (症状軽快) | | | | | |
| 4日目に症状軽快 | | | | | 症状軽快 | | | | |
| 5日目に症状軽快 | | | | | | 症状軽快 | | | |
| 6日目に症状軽快 | | | | | | | 症状軽快 | | |

症状が軽快した 5/13 に〇を付けてください。
症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを示します。

※ ［　　］は出席停止の期間です。登所（園）が可能な日を過ぎても体調がすぐれないときは無理をさせず登所（園）を控えてください。
※最低でも５日間は、出席停止となります。発症５日目以降に症状が軽快した場合は、出席停止期間も延びていきます。

**２　発症日**　　令和　**5**年　**5**月　**10**日（ **水** ）

**３　検体採取日**　　令和　**5**年　**5**月　**11**日（ **木** ）

**４　受診日・受診先**　令和　**5**年　**5**月　**11**日（ **木** ）医療機関名　梅クリニック
（受診した場合）

**５　欠席した期間**　　令和　**5**年**5**月**10**日（ **水** ）～ 令和　**5**年**5**月**15**日（ **水** ）
（出席停止期間）
※新型コロナウイルス感染症の症状により欠席した期間を記入してください。

**令和5年　5月 16 日**　←登所(園)する日を記入

**保護者氏名（自署）　富山　太郎**

≪新型コロナウイルス感染症について≫　～富山市からのお願い～

●下記の事案が確認された場合は、保育園まで速やかに報告くださるよう、お願いいたします。

1．ご家族が新型コロナウイルスの感染者となった場合
2．ご家族が濃厚接触者として特定された場合
3．ご家族やお子様が PCR 検査を受ける場合

※お子様の体調管理に一層留意いただくとともに、風症状がある場合は、無理をせず、ご家庭で休養を取って下さい。いつもと違った様子が見られる場合は、登園時に必ず職員にお伝えください。

※保育園で、37.5℃を超えた熱が出た場合は、連絡いたしますので、お迎えに来てください。

※ご家庭やお子様に発熱等の症状がある場合は、まずはかかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談して下さい。

≪薬の取り扱いについて≫

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。感染しやすい期間を考慮した上で、子どもの症状や体調が回復し、保育園での集団生活が可能な状態になってからの登園になるようご留意して頂くという観点から、当園では、**薬は、預かっておりません。**
医師の方に、朝、晩一日２回の内服にして頂けるようご相談下さい。よろしくお願いします。

―止むを得ず薬を預かる場合―

回復期でも、保育園にいる間に薬を飲まないと、明らかに症状を悪化させる恐れのある場合(下記の病気)のみ、保護者の方に代わって保育教諭が与薬を代行します。**風邪の症状での、鼻水・咳などのお薬は、お預かりできません。**

（薬を預かる病気）
・溶連菌感染症　　・中耳炎　・マイコプラズマ肺炎
・感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）　・ＲＳウイルス

＊薬は、医師の処方されたものに限ります。

＊上記の病気の場合「くすり連絡票」に必要事項を記載していただき、「薬剤情報提供書」を必ず添付し、薬を直接、職員に手渡して下さい。（溶連菌感染症等で、５日間連続投与の場合も、毎回「くすり連絡票」に記入して提出して下さい。）

＊薬は１回分を持参して下さい。水薬も小さな容器に１回分を移して、持参して下さい。また、薬の袋や容器には、お子さんの名前を記入して下さい。

## ≪病児・病後児保育について≫

病気や病気回復期のため集団保育や家庭での保育が困難な場合、一時的にお預かりします。

※利用される時は予約が必要です。詳細については、実施施設にお問い合わせください。

※お迎え型病児保育の利用には、事前登録が必要です。

《対象となる病状》

①感冒、消化不良症（多症侯性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病

②麻疹、水痘、風疹などの感染症

③喘息などの慢性疾患

④熱傷などの外傷性疾患　　※実施施設により異なる場合があります。

《実施施設及び保育時間など》

※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

※お盆は、施設によって対応が異なりますので、直接お問い合せください。

| 実　施　施　設 | 住　　所 | 日　　時 | 電　話　番　号 | お迎え型病児保育 |
|---|---|---|---|---|
| 富山県立乳児院 | 富山市牛島本町 2-1-38 | 平日７：３０～１８：００ | 432-8137 | |
| わかくさ保育園 | 富山市町村 212-8 | 平日８：００～１８：００<br>土曜８：００～１２：３０ | 492-6341 | ○ |
| 高重記念クリニック<br>内ラグーン | 富山市元町二丁目3-20 | 平日８：１５～１８：００ | 420-6683 | ○ |
| じんぼ保育園 | 富山市婦中町上吉川 400 | 平日８：００～１８：００ | 469-2971 | |
| 富山市病児保育室 | 富山市総曲輪四丁目 4-8 | 平日７：30～１９：００ | 461-4801 | ○<br>※注１ |
| のがみこどもクリニック | 富山市婦中町下轡田<br>６６６-１ | 平日８：３０～１８：００ | 080-8369-7353<br>461-5436 | ○ |
| くれはキッズクリニック | 富山市呉羽町 3022-1 | 平日８：３０～１８：００ | 070-8540-3715 | ○ |
| いちい保育園　　※注２ | 富山市小杉 1025-6 | 平日８：３０～１６：３０ | 429-6161 | |
| 企業主導型保育園<br>ありさわくらす | 富山市有沢２６１ | 平日８：３０～１７：３０ | 405-9155 | |
| 企業主導型保育園<br>グランキッズ　※注２ | 富山市石坂３２７７-１ | 平日８：００～１９：００ | 461-6254 | |

※注１：体調不良児対応型病児保育を実施していない保育所等に通う児童が対象です。

※注２：病気回復期にある病後児のみ対象となります。